

大多喜町地域おこし協力隊（受入団体委託型隊員）業務 受託事業者等募集要項

大多喜町地域おこし協力隊設置要綱（平成28年告示第78号）に基づく業務の実施にあたり、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の活動が、より効果的に展開され、あわせて隊員の円滑な定住及び定着が図られるよう、地域おこし協力隊の設置に関する業務（以下「協力隊業務」という。）の受託しようとする者（以下「受入団体」という。）を募集します。

また、後継者不足に悩む町内事業者と、地方での起業・創業に関心のある方とつなぎ、後継ぎ問題を抱えた事業者の第三者継承を促進するため、自らの事業承継を目的に協力隊業務を受託しようとする受入団体もあわせて募集します。

1 募集する受入団体の数

4団体程度

2 業務の内容

- (1) 隊員の募集及び選定に関すること
- (2) 隊員の活動計画の作成に関すること
- (3) 隊員の活動に関する総合調整に関すること
- (4) 隊員の活動に関する広報及び情報発信に関すること
- (5) 隊員の活動状況の確認及び町への報告に関すること
- (6) 隊員の任期終了後の定住に関すること
- (7) その他隊員の円滑な活動に必要なこと

3 受入団体の要件

応募できる受入団体（事業承継を除く）は、(1)～(5)に掲げるすべての要件を満たすものとする。また、事業承継を目的とした受入団体については、(3)～(8)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に活動拠点となる事業所等を有する法人であること
- (2) 6の隊員の活動に対し理解を有し、既存事業の業務を行わせるなどの補充人材ではなく、新たな分野や事業に取り組むための人材で、地域振興又は地域活性化等を目的とした活動を行うもの
- (3) 隊員の活動期間中の支援及び任期終了後の起業・就業等、町への定着支援ができる組織体制が整っていること
- (4) 町税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれの規定にも該当しないこと
- (6) 6の隊員の活動に対し理解を有し、地域振興又は地域活性化等を目的とした活動を行うもので、第三者による事業承継を検討している個人事業主であること
- (7) 大多喜町商工会の会員であること
- (8) 委嘱後おおむね3年以内に隊員に事業承継（経営権・財産等の継承）を行う意思があること

4 隊員の数

7名以内

5 隊員の雇用及び身分

本件の協力隊業務を受託する場合は、受入団体が隊員を雇用し、町が隊員として委嘱する。

6 受入団体での隊員の活動

受入団体での隊員の行う活動は、次に掲げるもののほか、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に定める地域協力活動の例によるものとする。

- (1) 新規移住者の誘致促進
- (2) 産業（農業・観光商工業）の活性化支援
- (3) 地域コミュニティの活性化支援
- (4) 地域資源（特産品、歴史、文化）の発掘
- (5) 町の重要施策の推進支援
- (6) 前各号に掲げる事項の継続的情報発信
- (7) その他町長が必要と認めた活動

7 委託期間

委託期間は、町と受入団体が契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。

ただし、当該隊員の任期に応じて再委託することができるものとする。

8 委託の対象となる経費

委託料の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、契約締結前に係る経費は、対象としない。

- (1) 隊員の人工費等に係る経費
- (2) 隊員の活動に係る経費
- (3) 隊員の活動の広報に係る経費
- (4) 隊員の活動の調整及び支援に係る経費
- (5) 隊員の育成に係る経費
- (6) 隊員の住居確保に係る経費
- (7) その他隊員としての活動に必要と認められる経費

9 委託の対象となる経費の上限額

委託の対象となる経費の上限額は、委託期間内において隊員一人当たり、年額で人件費350万円及び活動費200万円（いずれも消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、年度途中に雇用した場合又は解雇した場合の上限額は、月割りによる金額とする。

1 0 会計処理等

- (1) 独立した口座を開設すること。
- (2) 専用の帳簿を設け、費用区分に従い整理すること。
- (3) 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等を保存すること。

1 1 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 大多喜町地域おこし協力隊（受入団体委託型）業務受託申請書（別記第1号様式）
 - ② 大多喜町地域おこし協力隊（受入団体委託型）業務実施（変更）計画書（別記第2号様式）
 - ③ 町税の滞納が無いことを証明する書類
 - ④ 直近の決算書
 - ただし、決算書が無い場合は確定申告で提出した所得税青色申告または収支内訳書
- (2) 提出方法等
 - ① 5部
 - ② 持参又は郵送
 - ③ 提出期限 令和8年1月30日（金）午後4時

1 2 受入団体の選定

- (1) 書類審査のうえ、面談により選定します。（事業承継を除く）
- (2) 選定の結果は、決定後速やかに応募者に対して書面で通知します。

1 3 提出先・問い合わせ

大多喜町役場企画課地域振興係
〒298-0292
千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93
電話番号 0470-82-2165
E-mail koryu@town.otaki.lg.jp